



福島労働局発表
平成29年7月5日

担当	福島労働局労働基準部	
	健康安全課長	清水 俊明
	産業安全専門官	近藤 正道
	電話 024-536-4603 (直通)	

登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について

しまうらゆきお

福島労働局（局長 島浦幸夫）は平成29年7月5日、登録教習機関（※別紙参考1）である株式会社郡山自動車学校 郡山産業機械講習所（代表取締役小川則雄）に対して下記のとおり行政処分を行った。

記

1 業務停止処分を受けた登録教習機関の名称等

- (1) 名称 株式会社郡山自動車学校（代表取締役 小川則雄）
(2) 所在地 郡山市田村町金屋字マセ口^{ぐち}53番地
(3) 事務所の名称 郡山産業機械講習所
(4) 事務所の所在地 郡山市田村町金屋字孫右工門28番地1

2 処分の内容

不整地運搬車運転技能講習の業務を平成29年7月5日から2月間停止する。

3 処分の原因となった事実の概要

平成29年4月26日に郡山産業機械講習所で実施した不整地運搬車運転技能講習の講習科目のうち、実技講習の「荷の運搬」において、受講者6名に対して、不整地運搬車運転技能講習規定第2条（※別紙参考3）に定める講習時間が10分不足していたこと。

4 処分の根拠となる法令の条項

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項に準用する同法第53条第1項第2号（※別紙参考2）

5 その他

当該不整地運搬車運転技能講習の受講者に対して交付された不整地運搬車運転技能講習修了証は無効となる。したがって、当局においては、株式会社郡山自動車学校 郡山産業機械講習所に対して、当該登録教習機関の責任において、当該行政処分と併せて当該技能講習の受講者に対して交付された修了証が無効であることを速やかに通知し、該当する修了証を回収するよう命令している。

【別紙】

※参考1 「登録教習機関」とは、

「登録教習機関」とは、不整地運搬車運転技能講習、フォークリフト運転技能講習などの作業主任者の選任や就業制限業務に就く者にとって必要な資格取得のための技能講習（学科及び実技講習）や免許取得のための実技教習を行うことを目的として、都道府県労働局長の登録を受けた教習機関の総称である。

労働安全衛生法第14条（作業主任者）、第61条（就業制限）又は第75条（免許試験）の規定に基づいて技能講習等を行う場合は、同法第77条の規定により技能講習の区分ごとに都道府県労働局長の登録を受けなければならないことになっている。

福島県内における「登録教習機関」は平成29年6月30日現在、58機関で173区分の登録（このうち不整地運搬車運転技能講習については4機関が登録を受けている。）を受けて、労働安全衛生法に基づく技能講習を実施している。

※参考2 関係条文 労働安全衛生法

（登録の取消し等）

第53条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 第46条第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 2 第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項又は第103条第2項の規定に違反したとき。
- 3 正当な理由がないのに第50条第2項各号又は第3項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 4 第51条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 5 前2条の規定による命令に違反したとき。
- 6 不正の手段により登録を受けたとき。

※参考3 関係条文 不整地運搬車運転技能講習規定（厚生労働大臣が定める告示）

（講習科目の範囲及び時間）

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方 法に関する知識	不整地運搬車の原動機、動力伝導装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
荷の運搬に関する知 識	不整地運搬車の荷役装置及び油圧装置の構造及び取扱いの方法並びに荷の積み卸し及び運搬の方法	4時間
運転に必要な力学に 関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント）、重量、重心及び物 の安定、速度及び加速度、荷重	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の 関係条項	1時間

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	20時間
荷の運搬	基本操作 定められた方法による荷の運搬	4時間